

## 4 交付国債

交付国債とは、国が金銭の給付に代えて交付するために発行する債券で、債券の発行による発行収入金が発生しないものの総称です（☞）。

この交付国債には、主に戦没者などの遺族等に対して、国が弔慰金、給付金などの金銭の給付に代えて交付するために発行する（狭義の）交付国債や、国際通貨基金等の国際機関への出資・拠出のために発行される出資・拠出国債等があります。

### （1）交付国債（狭義）

現在発行されている（狭義の）交付国債は、先の大戦により、物的、精神的損失を受けた戦没者などの遺族や強制引揚げを余儀なくされた引揚者などに対して、弔慰金、給付金などの金銭の支給に代えて交付されているものです。

このような目的のために発行された国債は、昭和27年制定の「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（昭和27年法律第127号）に基づき戦没者等の遺族に交付された「遺族国庫債券」に始まり、以来、それぞれ特別に制定された発行根拠法に基づいて、令和3年度末までに47種類の国債が発行され、その当初来の発行件数は1,960万件、発行金額は4兆4,267億円に及んでいます。なお、令和3年度末の現在額は1,511億円となっています。

これらの交付国債は、財政支出の平準化などの観点から、償還金の支払いを数年間に分割して、割賦の方法で償還されています（☞）。

### （2）出資・拠出国債

出資・拠出国債とは、交付国債の一種で（☞）、我が国が国際機関へ加盟する際に、出資又は拠出する現金に代えて、その全部又は一部を払い込むために発行される国債で、いずれも無利子、譲渡禁止、要求払い（当該機関が我が国の通貨を必要とし、その現金化について要求があったときは、いつでも現金化することが約束されている。）となっています。

令和3年度末現在、我が国の出資・拠出国債の発行実績は、国際通貨基金（IMF）など13機関で19銘柄となっています。国際機関に対して、国債による払込みが認められるのは、当該機関の運営上、当面通貨を必要としない場合であって、このことは各機関を設立する協定に規定されています。

また、国内法上は、各国際機関への加盟措置法等で、国債での出資や拠出ができるようになっています。

☞「出資・拠出国債」、「株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債」、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債」も、国が金銭の給付に代えて交付するために発行する債券で、債券の発行による発行収入金が発生しないことから、（1）の狭義の交付国債と併せて、広義の交付国債としています。

☞その発行目的や償還金の給付を受ける人が限定されているという性格から、記名式の現物債であり、原則として、譲渡や担保権の設定などの処分が禁止されています。

☞国際機関に対する「出資」と「拠出」の定義については、必ずしも明確ではありませんが、以下①から③までの要件を全て満たすものを「出資」、そうでないものを「拠出」といっています。

①独立の設立協定を有する機関について、設立協定で定められた本来業務の遂行のため必要な資金を提供すること

②当該機関の運営に参画することを目的としたものであって、資金貢献額に見合った投票権が付与されること

③当該機関から脱退等を行った場合にこれまでの資金貢献額に比例した財産分配の権利が与えられていること

### (3) その他

#### A 株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債

株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債とは、株式会社日本政策投資銀行（政投銀）が行っている危機対応業務を円滑に実施するため、政投銀の財務基盤を強化することを目的に発行・交付している国債で、無利子、譲渡禁止、要求払い（政投銀が財務基盤の強化を必要とし、その現金化について要求があったときは、いつでも現金化することが約束されている。）となっています。

#### B 原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債

原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債とは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が特別資金援助に係る資金交付を行うために必要となる資金の確保に用いることを目的として発行・交付している国債で、無利子、譲渡禁止、要求払い（同機構が、原子力事業者に対し、損害賠償の履行に充てるための資金交付を必要とし、その現金化について要求があったときは、いつでも現金化することが約束されている。）となっています。

なお、当該国債の現金化（償還）は、エネルギー対策特別会計（原子力損害賠償支援勘定）の負担において行われます。